

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算
処遇改善計画書(令和 4 年度)

1 基本情報<共通>

フリガナ	ポラリスカブシキガイシャ				
法人名	ポラリス株式会社				
法人所在地	〒	350-0311			
	埼玉県比企郡鳩山町石坂1515-273				
フリガナ	カワタ マサユキ				
書類作成担当者	川田昌孝				
連絡先	電話番号	049-296-2210	FAX番号	049-296-2105	E-mail hatopora@yahoo.co.jp

【本計画書で提出する加算】 ※取得予定の加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

介護職員処遇改善加算(処遇改善加算) 介護職員等特定処遇改善加算(特定加算) 介護職員等ベースアップ等支援加算(ベースアップ等加算)

※すでに処遇改善加算・特定加算を算定している事業所が、令和4年10月以降にベースアップ等加算を算定するために計画書を提出する場合、ベースアップ等加算の算定に必要なセルのみ記入すること。

※「×」をつけた加算に係る記入欄(グレーになるセル)は、記入不要。

2 賃金改善計画について<共通>

(1) 加算額を上回る賃金改善について

- ・本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
 - 介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
 - 介護職員以外の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
 - 介護職員以外の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること

	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算
① 令和 4 年度の加算の見込額	5,969,856 円	1,113,024 円	556,512 円
② 賃金改善の見込額(i-ii) (右側の額は加算見込額を上回ること)	6,097,825 円	1,121,171 円	621,171 円
i)それぞれの加算の算定により賃金改善を行う場合の賃金の総額(見込額)	(1) 37,800,000 円	(2) 61,100,000 円	(3) 60,600,000 円
ii)前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1・基準額2・基準額3】	【基準額1】 31,702,175 円	【基準額2】 59,978,829 円	【基準額3】 59,978,829 円
(ア)前年度の賃金の総額	(4) 31,950,919 円	(5) 60,227,573 円	(6) 60,227,573 円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額	(7) 248,744 円	(8) 248,744 円	(9) 248,744 円
(ウ)前年度の特定加算の総額	(10) 0 円	(11) 0 円	(12) 0 円
(エ)前年度のベースアップ等加算の総額(介護職員処遇改善支援補助金の総額を含む)	(13) 0 円	(14) 0 円	(15) 0 円
(オ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額	0 円	0 円	0 円

【賃金の総額に係る記入上の注意】

- ・(1)には、処遇改善加算の算定のみにより賃金改善を行った場合の介護職員の賃金総額(見込額)を記載すること。(すなわち、特定加算、処遇改善支援補助金及びベースアップ等加算を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。)
- ・(2)には、特定加算の算定のみにより賃金改善を行った場合の賃金総額(見込額)を記載すること。(すなわち、処遇改善加算、処遇改善支援補助金及びベースアップ等加算を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。)
- ・(3)には、ベースアップ等加算の算定のみにより賃金改善を行った場合の賃金総額(見込額)を記載すること。(すなわち、処遇改善加算、特定加算及び処遇改善支援補助金を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。)
- ・(4)には、介護職員のみ賃金の総額を記載すること。
- ・(5)には、事業所に従事するすべての職員(介護職員及びその他の職種)の賃金の総額を記載すること。
- ・(6)には、ベースアップ等加算の配分対象が介護職員のみである場合、介護職員のみ賃金の総額を記載することとし、原則として(4)と同一の数値を記載すること。また、ベースアップ等加算の配分対象にその他の職種を含む場合、事業所に従事するすべての職員(介護職員及びその他の職種)の賃金の合計額を記載することとし、原則として(5)と同一の数値を記載すること。
- ・(1)~(6)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

【加算の総額に係る記入上の注意】

- ・(7)~(15)は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」「介護職員処遇改善支援補助金 支払額通知書」に基づき記載すること。
- ・(10)(13)には、前年度の特定加算・ベースアップ等加算の総額のうち、介護職員に支払われた加算額のみを記載し、(11)(12)(14)(15)には事業所に従事するすべての職員(介護職員とその他の職種)に支払われた加算額(加算額の総額)を記載すること。

【独自の賃金改善額に係る記入上の注意】

- ・②ii(オ)の独自の賃金改善額とは、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算に係るものを除く。)をいうものであり、「(5)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(2) 介護職員処遇改善加算

① 処遇改善加算の見込額／② 賃金改善の見込額	別紙様式2-1 2(1)のとおり
③ 算定する処遇改善加算の区分／④ 処遇改善加算の算定対象月	別紙様式2-2のとおり
⑤ 賃金改善実施期間	令和 4 年 4 月 ～ 令和 5 年 3 月 (12 か月)

(3) 介護職員等特定処遇改善加算

① 特定加算の見込額／② 賃金改善の見込額	別紙様式2-1 2(1)のとおり
③ 処遇改善加算の取得状況	別紙様式2-2のとおり
④ 算定する特定加算の区分／⑤ 介護福祉士の配置等要件 (サービス提供体制強化加算等の届出情報)／⑥ 特定加算の算定対象月	別紙様式2-3のとおり

⑦ 平均賃金改善額	経験・技能のある 介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)
i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)	4,065,759 円		
ii) 前年度の常勤換算職員数(i)	24.0 人		
iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)	2.0 人		
iv) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額4】(h)/(i)	169,407 円		
v) グループ毎の平均賃金改善額(月額)(g)/(j)/(k) ※予定している配分方法について選択すること。(いずれか1つ) ※当該年度の特定加算の見込額と前年度の一月当たりの常勤換算方法により算出した職員数から算出した一人当たり配分額(月額)。(括弧内はグループ毎に配分可能な加算総額(年額))	● (A)のみ実施 (0 円)	0 円	
	○ (A)及び(B)を実施 (#DIV/0! 円)	#DIV/0! 円	#DIV/0! 円
	○ (A)(B)(C)全て実施 (#DIV/0! 円)	#DIV/0! 円	#DIV/0! 円
	○ 上記以外の方法で実施 (0 円)		
月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者 0 人(見込) (「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)			
<input checked="" type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他()			
⑧ 賃金改善実施期間(k)	令和 4 年 6 月 ～ 令和 5 年 5 月 (12 か月)		

【記入上の注意】

- ・ (3)⑦ i) の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- ・ (3)⑦ iii) の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。また、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回り、特定加算の配分対象とならない職員については、「その他の職種(C)」の常勤換算職員数に含めること。なお、「その他の職種(C)」については、実人数によることできる。

(4) 介護職員等ベースアップ等支援加算

- ・ (4)では、賃金改善の合計額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てられることを確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。

① ベースアップ等加算の見込額／② 賃金改善の見込額	別紙様式2-1 2(1)のとおり
③ 処遇改善加算の取得状況／④ ベースアップ等加算の算定対象月	別紙様式2-4のとおり
⑤ ベースアップ等による賃金改善の見込額等	
i) 介護職員の賃金改善の見込額 (n-1)	300,000 円
(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額)(n-2)	300,000 円 (100.00) %
(一月あたり)	50,000 円
i) その他の職員の賃金改善の見込額 (o-1)	300,000 円
(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額)(o-2)	300,000 円 (100.00) %
(一月あたり)	50,000 円
⑥ 賃金改善実施期間	令和 4 年 10 月 ～ 令和 5 年 3 月 (6 か月)

【記入上の注意】

- ・ ④ i (n-1)と④ ii (o-1)の合計額は、ベースアップ等加算による「賃金改善の見込額」((1)②の最右欄)と一致すること。

(5) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 処遇改善加算

賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input checked="" type="checkbox"/> 賞与	<input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ()				
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載。				
	<p>パート 6. 基本給 6時30分以前、18時30分以降に勤務する職員に、勤務態度や勤続年数に応じて一日1000円～10000円の処遇改善手当等を支給。(シフトで予定されていて実際に勤務した日のみ) 7. 処遇改善手当、特定処遇改善手当、ベースアップ手当 ①介護士の時給は上記処遇改善加算等に基づき次のとおり増額される。(イ)入社日より1年経過することにより10円 ロ)介護福祉士 100円 ②前項以外にも・ハイエース、キャバラン等の送迎を行う・上記以外の送迎を行う・リーダー業務を行う・入浴介助を行う・着脱介助を行う・土曜日出勤・日曜日出勤・レクリエーションにおいてピアノ演奏等の専門的な技術を有する者・その他会議で決定した項目 以上に該当する者は処遇改善加算等に基づき、1項目につき時給が10～100円増額される。なお勤務態度が悪い者、技量不足の者は減額される場合がある。 13. 賞与、一時金の支給 賞与、一時金は原則として年1回処遇改善加算等に基づいて1000円～50000円を個人の勤務成績を勘案して優秀な者にも支給する。ただし、原則として入社後6ヶ月を経過しない者および支給日に在籍しない者については賞与、一時金を支給しない。 正社員 16. 処遇改善手当、特定処遇改善手当、ベースアップ手当 処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等加算の実績に基づき支給する。支給額は勤務年数、資格、パートタイマー就業規則の第40条7項②を基に算出する。 ・月5000円～200000円支給 ・8月、12月に賞与として10000円～500000円支給 ・1年経過することにより上記のいずれかの処遇改善手当が1000円増額される。 18. 賞与の支給 賞与は原則として年0～2回、会社の業績と個人の成績を勘案して支給する。ただし、原則として入社後6ヶ月を経過しない者および支給日に在籍しない者については賞与を支給しない。なお、処遇改善手当等対象者の場合、処遇改善加算等に基づき支給される。</p>				
※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。					
(上記取組の開始時期)	平成	31	年	4	月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)
※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。					<input checked="" type="checkbox"/> 変更なし

ロ 特定加算

経験・技能のある介護職員の考え方	他の介護士に指導を行える技量がある介護福祉士				
賃金改善を行う職員の範囲	<input checked="" type="checkbox"/> (A)経験・技能のある介護職員 <input checked="" type="checkbox"/> (B)他の介護職員 <input checked="" type="checkbox"/> (C)その他の職種 ((A)にチェック(✓)がない場合その理由)				
賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input checked="" type="checkbox"/> 賞与	<input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ()				
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載。資格・手当等を含めて賃金改善を行う場合、その旨を記載				
	<p>パート 13. 賞与、一時金の支給 賞与、一時金は原則として年1回処遇改善加算等に基づいて1000円～50000円を個人の勤務成績を勘案して優秀な者にも支給する。ただし、原則として入社後6ヶ月を経過しない者および支給日に在籍しない者については賞与、一時金を支給しない。 正社員 16. 処遇改善手当、特定処遇改善手当、ベースアップ手当 処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等加算の実績に基づき支給する。支給額は勤務年数、資格、パートタイマー就業規則の第40条7項②を基に算出する。 ・月5000円～200000円支給 ・8月、12月に賞与として10000円～500000円支給 ・1年経過することにより上記のいずれかの処遇改善手当が1000円増額される。 18. 賞与の支給 賞与は原則として年0～2回、会社の業績と個人の成績を勘案して支給する。ただし、原則として入社後6ヶ月を経過しない者および支給日に在籍しない者については賞与を支給しない。なお、処遇改善手当等対象者の場合、処遇改善加算等に基づき支給される。</p>				
※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。					
(上記取組の開始時期)	令和	1	年	12	月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)
※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。					<input checked="" type="checkbox"/> 変更なし

ハ ベースアップ等加算

賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給	<input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(新設)	<input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(既存の増額)	
	その他	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input checked="" type="checkbox"/> 賞与	<input type="checkbox"/> その他 ()
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ()				
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載。				
	<p>パート 6. 基本給 6時30分以前、18時30分以降に勤務する職員に、勤務態度や勤続年数に応じて一日1000円～10000円の処遇改善手当等を支給。(シフトで予定されていて実際に勤務した日のみ) 7. 処遇改善手当、特定処遇改善手当、ベースアップ手当 ①介護士の時給は上記処遇改善加算等に基づき次のとおり増額される。(イ)入社日より1年経過することにより10円 ロ)介護福祉士 100円 ②前項以外にも・ハイエース、キャバラン等の送迎を行う・上記以外の送迎を行う・リーダー業務を行う・入浴介助を行う・着脱介助を行う・土曜日出勤・日曜日出勤・レクリエーションにおいてピアノ演奏等の専門的な技術を有する者・その他会議で決定した項目 以上に該当する者は処遇改善加算等に基づき、1項目につき時給が10～100円増額される。なお勤務態度が悪い者、技量不足の者は減額される場合がある。 13. 賞与、一時金の支給 賞与、一時金は原則として年1回処遇改善加算等に基づいて1000円～50000円を個人の勤務成績を勘案して優秀な者にも支給する。ただし、原則として入社後6ヶ月を経過しない者および支給日に在籍しない者については賞与、一時金を支給しない。 正社員 16. 処遇改善手当、特定処遇改善手当、ベースアップ手当 処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等加算の実績に基づき支給する。支給額は勤務年数、資格、パートタイマー就業規則の第40条7項②を基に算出する。 ・月5000円～200000円支給 ・8月、12月に賞与として10000円～500000円支給 ・1年経過することにより上記のいずれかの処遇改善手当が1000円増額される。 18. 賞与の支給 賞与は原則として年0～2回、会社の業績と個人の成績を勘案して支給する。ただし、原則として入社後6ヶ月を経過しない者および支給日に在籍しない者については賞与を支給しない。なお、処遇改善手当等対象者の場合、処遇改善加算等に基づき支給される。</p>				
※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。					
(上記取組の開始時期)	令和	4	年	10	月 (<input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 予定)
※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。					<input type="checkbox"/> 変更なし

ニ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の配分を除く賃金改善

(1)②ii)(オ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載すること。

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	

3 キャリアパス要件について〈処遇改善加算〉

次の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	
ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。	
※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。		<input checked="" type="checkbox"/> 変更なし

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。	
	イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<input type="checkbox"/> ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること <input checked="" type="checkbox"/> ② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること 介護福祉士資格取得の受験料を会社が負担。参考書などの貸し出し。
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。	
※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。		<input checked="" type="checkbox"/> 変更なし

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。	
	具体的な仕組みの内容 (該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。 <input checked="" type="checkbox"/> ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 <input type="checkbox"/> ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。	
※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。		<input checked="" type="checkbox"/> 変更なし

※要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 職場環境等要件について<処遇改善加算・特定加算>

【処遇改善加算】
届出に係る計画の期間中に実施する事項について、全体で**必ず1つ以上**にチェック(✓)すること。(ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

【特定加算】
届出に係る計画の期間中に実施する事項について、**必ず全て**にチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」について、**それぞれ1つ以上**の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	<input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input checked="" type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	<input type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	<input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	<input type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	<input type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	<input type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	<input type="checkbox"/> 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input checked="" type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
	<input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	<input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	<input type="checkbox"/> 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	<input checked="" type="checkbox"/> ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供
※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし	

5 見える化要件について<特定加算>

実施している周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 「介護サービス情報公表システム」への掲載 / <input type="checkbox"/> 掲載予定
	<input checked="" type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載 / <input checked="" type="checkbox"/> 掲載予定
その他の方法による掲示等	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / <input type="checkbox"/> 掲載予定
	<input type="checkbox"/> その他() / <input type="checkbox"/> 予定
※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし	

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 4 年 8 月 29 日

法人名 ポリス株式会社

代表者 職名 代表取締役 氏名 川田昌孝

別紙様式2-2 介護職員処遇改善加算(施設・事業所別個表)

法人名 ボリス株式会社

処遇改善加算額(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2 (1)①に転記) 5,969,856

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 総単位数 [単位] (a)	1単位あ たりの単 価[円] (b)	別紙様式2-1 2 (2)介護職員処遇改善加算			処遇改善加算 の見込額[円] (a×b×c×d)	
		都道府県	市区町村					新規・継 続の別	③ 算定する 処遇改善 加算の区 分	加 算 率 (c)		④ 算定対象月 (d)
11270909904	船橋市	千葉県	船橋市	前原アフタヌーンデイサービス サザンケア	通所介護	400,000	10.54	継続	加算 I	5.90%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	2,984,928
21270909904	船橋市	千葉県	船橋市	前原アフタヌーンデイサービス サザンケア	通所型サービス(総合事業)	上記1に含まれる	10.54	継続	加算 I	5.90%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	
31270909904	習志野市	千葉県	船橋市	前原アフタヌーンデイサービス サザンケア	通所型サービス(総合事業)	上記1に含まれる	10.54	継続	加算 I	5.90%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	
41270909912	船橋市	千葉県	船橋市	前原デイサービスセンター サザ ンケア	通所介護	400,000	10.54	継続	加算 I	5.90%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	2,984,928
51270909912	船橋市	千葉県	船橋市	前原デイサービスセンター サザ ンケア	通所型サービス(総合事業)	上記4に含まれる	10.54	継続	加算 I	5.90%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	
61270909912	習志野市	千葉県	船橋市	前原デイサービスセンター サザ ンケア	通所型サービス(総合事業)	上記4に含まれる	10.54	継続	加算 I	5.90%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	
7											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
8											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
9											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
10											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
11											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
12											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
13											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
14											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
15											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
16											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
17											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
18											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
19											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
20											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	

別紙様式2-3 介護職員等特定処遇改善加算(施設・事業所別個表)

法人名 ボラリス株式会社

特定加算(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2 (1)①に転記) 1,113,024

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 総単位数 [単位] (a)	1単位 あたりの 単価[円] (b)	(2) 特定加算					特定加算の見込 額[円] (a×b×e×f)		
		都道府県	市区町村					新規・ 継続 の別	①		③	④		⑤	
									算定する特定 加算の区分	加算 率 (e)		介護福祉士配置等要件			算定対象月 (f)
11270909904	船橋市	千葉県	船橋市	前原アフタヌーンデイサービス サザンケア	通所介護	400,000	10.54	継続	特定加算Ⅱ	1.0%	いずれも取得していない	令和4年6月～令和5年5月(12ヶ月)	505,920		
21270909904	船橋市	千葉県	船橋市	前原アフタヌーンデイサービス サザンケア	通所型サービス(総合事業)	上記11に含まれる	10.54	継続	特定加算Ⅱ	1.0%	いずれも取得していない	令和4年6月～令和5年5月(12ヶ月)			
31270909904	習志野市	千葉県	船橋市	前原アフタヌーンデイサービス サザンケア	通所型サービス(総合事業)	上記11に含まれる	10.54	継続	特定加算Ⅱ	1.0%	いずれも取得していない	令和4年6月～令和5年5月(12ヶ月)			
41270909912	船橋市	千葉県	船橋市	前原デイサービスセンター サザ ンケア	通所介護	400,000	10.54	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(1)	令和4年6月～令和5年5月(12ヶ月)	607,104		
51270909912	船橋市	千葉県	船橋市	前原デイサービスセンター サザ ンケア	通所型サービス(総合事業)	上記41に含まれる	10.54	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(1)	令和4年6月～令和5年5月(12ヶ月)			
61270909912	習志野市	千葉県	船橋市	前原デイサービスセンター サザ ンケア	通所型サービス(総合事業)	上記41に含まれる	10.54	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(1)	令和4年6月～令和5年5月(12ヶ月)			
7												令和 年 月～令和 年 月(ヶ月)			
8												令和 年 月～令和 年 月(ヶ月)			
9												令和 年 月～令和 年 月(ヶ月)			
10												令和 年 月～令和 年 月(ヶ月)			
11												令和 年 月～令和 年 月(ヶ月)			
12												令和 年 月～令和 年 月(ヶ月)			
13												令和 年 月～令和 年 月(ヶ月)			
14												令和 年 月～令和 年 月(ヶ月)			
15												令和 年 月～令和 年 月(ヶ月)			
16												令和 年 月～令和 年 月(ヶ月)			
17												令和 年 月～令和 年 月(ヶ月)			
18												令和 年 月～令和 年 月(ヶ月)			
19												令和 年 月～令和 年 月(ヶ月)			
20												令和 年 月～令和 年 月(ヶ月)			

別紙様式2-4 介護職員等ベースアップ等支援加算(施設・事業所別個表)

法人名 ボラリス株式会社

【記入上の注意】・(n-1)及び(o-1)には、介護職員・その他の職員の賃金改善額について、事業所毎に、「ベースアップ等加算の算定のみにより賃金改善を行う場合の賃金の総額(見込額)」(別紙様式2-1の2(1)の②(3)参照)と、「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」(別紙様式2-1の2(1)の【基準額3】参照)とを比較し、その差額を記入すること。
・(n-2)及び(o-2)には、別紙様式2-1(5)ハに記載した具体的な賃金改善の取組に基づき、ベースアップ等による賃金改善の見込額を記載すること。

ベースアップ等加算(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2 (1)①に転記) 556,512

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	算定する介護職員処遇改善加算の区分	一月あたり介護報酬総単位数[単位](a)	1単位あたりの単価[円](b)	(3)ベースアップ等支援加算					(列ごとの合計を「2賃金改善計画について」(4)に転記)			
		都道府県	市区町村						新規・継続の別	加算率(一)	算定対象月(m)	①介護職員等ベースアップ等支援加算の見込額(a×b×1×m)[円]	(n-1)③i)介護職員の賃金改善見込額[円]	(n-2)左記のうち、ベースアップ等による賃金改善の見込額[円]	(o-1)③ii)その他の職員の賃金改善見込額[円]	(o-2)左記のうち、ベースアップ等による賃金改善の見込額[円]	
																	令和 年 月～令和 年 月(月)
11270909904	船橋市	千葉県	船橋市	前原アフタヌーンデイサービスサザンケア	通所介護	加算I	400,000	10.54	新規	1.1%	令和4年10月～令和5年3月(6ヶ月)	278,256	150,000	150,000	150,000	150,000	
21270909904	船橋市	千葉県	船橋市	前原アフタヌーンデイサービスサザンケア	通所型サービス(総合事業)	加算I	上記1に含まれる	10.54	新規	1.1%	令和4年10月～令和5年3月(6ヶ月)		上記1に含まれる	上記1に含まれる	上記1に含まれる	上記1に含まれる	
31270909904	習志野市	千葉県	船橋市	前原アフタヌーンデイサービスサザンケア	通所型サービス(総合事業)	加算I	上記1に含まれる	10.54	新規	1.1%	令和4年10月～令和5年3月(6ヶ月)		上記1に含まれる	上記1に含まれる	上記1に含まれる	上記1に含まれる	
41270909912	船橋市	千葉県	船橋市	前原デイサービスセンター サザンケア	通所介護	加算I	400,000	10.54	新規	1.1%	令和4年10月～令和5年3月(6ヶ月)	278,256	150,000	150,000	150,000	150,000	
51270909912	船橋市	千葉県	船橋市	前原デイサービスセンター サザンケア	通所型サービス(総合事業)	加算I	上記4に含まれる	10.54	新規	1.1%	令和4年10月～令和5年3月(6ヶ月)		上記4に含まれる	上記4に含まれる	上記4に含まれる	上記4に含まれる	
61270909912	習志野市	千葉県	船橋市	前原デイサービスセンター サザンケア	通所型サービス(総合事業)	加算I	上記4に含まれる	10.54	新規	1.1%	令和4年10月～令和5年3月(6ヶ月)		上記4に含まれる	上記4に含まれる	上記4に含まれる	上記4に含まれる	
7											令和 年 月～令和 年 月(月)						
8											令和 年 月～令和 年 月(月)						
9											令和 年 月～令和 年 月(月)						
10											令和 年 月～令和 年 月(月)						
11											令和 年 月～令和 年 月(月)						
12											令和 年 月～令和 年 月(月)						
13											令和 年 月～令和 年 月(月)						
14											令和 年 月～令和 年 月(月)						
15											令和 年 月～令和 年 月(月)						
16											令和 年 月～令和 年 月(月)						
17											令和 年 月～令和 年 月(月)						
18											令和 年 月～令和 年 月(月)						
19											令和 年 月～令和 年 月(月)						
20											令和 年 月～令和 年 月(月)						